

阪神間都市計画の変更案の縦覧について

1. 都市計画の名称 阪神間都市計画 生産緑地地区(三田-21生産緑地地区)
2. 実施結果
- ①縦覧期間 令和3年10月6日(水)～令和3年10月20日(水)
- ②縦覧方法 ア 市役所本庁舎5階都市政策課 (縦覧者数 0人)
イ 市ウェブサイトにて縦覧 (縦覧件数 10件)
- ③意見書提出期限 令和3年10月20日(水)
- ④意見書対象者 関係市町村の住民及び利害関係人(法第17条第2項)
- ⑤意見の提出方法 住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、郵送、ファックス、電子メールにて
提出。様式は任意。
- ⑥意見書件数 なし